

別表（第3条・第5条・第6条関係）

区分		交付基準		有効期限	
身体障害者	視覚障害	身体障害者手帳	4級以上の者	発行の日から5年以内	
	聴覚または 平行機能の障害		聴覚障害		3級以上の者
			平衡機能障害		5級以上の者
	肢体不自由		上肢		2級以上の者
			下肢		6級以上の者
			体幹		5級以上の者
	脳原性運動 機能障害		上肢機能		2級以上の者
			移動機能		6級以上の者
	心臓機能障害		4級以上の者		
	腎臓機能障害		4級以上の者		
	呼吸器機能障害		4級以上の者		
	ぼうこうまたは直腸の機能障害		4級以上の者		
	小腸機能障害		4級以上の者		
	肝臓機能障害		4級以上の者		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上の者				
知的障害者	療育手帳所持者で障害程度欄がAの者				
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳2級以上の者				
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者 特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾患医療受給者				
高齢者等 (40～64歳の要介護認定者を含む)	介護保険の要介護状態区分が要介護1以上の者				
妊産婦	母子健康手帳を取得してから産後1年までの者 <u>多胎の場合、母子健康手帳を取得してから産後3年までの者</u>		母子健康手帳の取得から出産（分娩予定日）後1年の間 <u>多胎の場合、母子健康手帳の取得から出産（分娩予定日）後3年の間</u>		
その他けが人または病気等の者	けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる者		医師の診断書等による必要期間以内 (1年以内)		